

平成 27 年 (2015 年) 10 月 2 日

議会運営委員会

委員長 鈴木 真智子 様

議会制度検討会

委員長 木下 憲 司

議会制度検討会検討結果(第 4 回検討分)  
について

本検討会は、平成 27 年 10 月 2 日に会議を開催し、議会運営委員会から依頼された事項について、検討を行いました。

その結果、結論を得たものについて下記のとおり報告します。

記

1 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の改正について

横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 2 項を別紙 1 のとおり、第 6 条第 1 項に定める「政務活動費収支報告書(別記様式)」を改正案のとおり改正すべきものとする。

また、政務活動費収支報告書に加え、領収書の写しを市議会ホームページに掲載すべきものとする。

上記改正等については、平成 28 年度以降に交付される政務活動費について適用すべきものとする。

## 2 会派順序決定後の会派構成変更による同数会派の順序にかかる申し合わせ事項の改正について

平成 27 年 9 月 10 日付けで報告した会派順序決定後の会派構成変更による同数会派の順序について、申し合わせ事項 2 を別紙 2 のとおり改正すべきものとする。



## 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例の改正に伴う現行・改正案対照表

## 横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例

現 行	改正案
<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた議員(会派として交付を受けた場合は、会派の代表者)は、政務活動費に係る収入及び支出の証拠書類の原本を添えて政務活動費収支報告書(別記様式)を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の収支報告書は、当該年度の交付に係る政務活動費について、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなったとき又は会派が解散したときは、議員であった者(議員の死亡に係る場合は、その相続人)又は会派の代表者であった者は、当該事由が生じた日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。</p>	<p>(政務活動費収支報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた議員(会派として交付を受けた場合は、会派の代表者)は、政務活動費に係る収入及び支出の証拠書類の原本を添えて政務活動費収支報告書(別記様式)を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の政務活動費収支報告書は、第3条第2項の規定により交付された政務活動費について、当該政務活動費に係る期間が満了した日の翌月の末日までに提出しなければならない。</p> <p>※参考 (交付額及び交付の方法) 第3条 2 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、当該半期中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数分を交付する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなったとき又は会派が解散したときは、議員であった者(議員の死亡に係る場合は、その相続人)又は会派の代表者であった者は、当該事由が生じた日から30日以内に政務活動費収支報告書を提出しなければならない。</p>

(議長の調査等)

第7条 議長は、前条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の交付の適正な運用に努めるとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(議長の調査等)

第7条 議長は、前条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の交付の適正な運用に努めるとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費収支報告書の保存)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。



別記様式（第6条第1項関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

（あて先）横須賀市議会議長

議員氏名（会派にあっては会派の名称及び代表者氏名）

\_\_\_\_\_ 印

1 収入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

（注）備考欄には支出の内訳を記載すること

別記様式（第6条第1項関係）

政務活動費収支報告書

年 月 日

（あて先）横須賀市議会議長

議員氏名（会派にあっては会派の名称及び代表者氏名）

印

1 収入

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費		
繰 越 金		
合 計		

2 支出

（単位：円）

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

（注）備考欄には支出の内訳を記載すること